特　記　仕　様　書

工　事　番　号　　上水　　第　1　号

工　　事　　名　　飯詰浄水場配水池築造（杭打）工事

工　事　場　所　　五所川原市　大字飯詰地内

工　事　日　数　　日

工　　期　　令和　2年　3月25日まで

五所川原市上下水道部水道課

第１条　本工事は、「青森県土木部 日本水道協会 上下水道部水道課 共通仕様書」（以下「共通仕様書」という）によるほか、この特記仕様書により施工する。

第２条　共通仕様書と本仕様書が一致しない事項は、本仕様書が優先する。

（工事内容）
第３条　本工事の内容、「別表１」のとおりである。

（施工管理）
第４条　「土木施工管理基準」によるほか「別表２」により施工しなければならない。

（提出書類）
第５条　受注者は、共通仕様書等に示す書類のほか、「別表３」に示す書類を提出しなければならない。

（仮　　設）
第６条　仮設橋、仮設道路、仮設用・排水、仮〆切等については、「別表４」により施工しなければならない。

（土取場、土捨場）
第７条　共通仕様書により施工するほか、「別表５」により施工しなければならない。

（支給材料、貸与品）
第８条　本工事における支給材料、支給電力、貸与品は「別表６」のとおりであろ。
なお、工事内容の変更等により不要となった支給材料は、監督員の指示する方法で返還しなければならない。

（特許権の使用）
第９条　本工事において、「別表７」に示す工事は、特許権となっている。

（主要材料）
第10条　本工事に使用する主要材料は、「別表８」のとおりである。

（材料検査、工事立会、記録の整備等）
第11条　本工事に使用する材料のうち、「監督員の抽出検査を受けるもの」、「監督員立会いのうえ調合するもの」、「監督員の見本検査を受けるもの」は、それぞれ「別表９」のとおりである。

第12条　本工事において、「監督員立会のうえ、施工しなければならない工事」、「監督員の確認を受けなければならない工事」は、「別表10」のとおりである。

第13条　本工事において、「土木工事施工管理基準」に示すほか、見本または工事写真等の記録を整備しなければならない材料または工事は、「別表11」のとおりである。

（部分払の対象）
第14条　監督員の検査を要しないで、部分払の対象とする材料は、「別表12」のとおりである。

（部分引渡し）
第15条　本工事の竣工に先立ち、部分引渡しの指定部分は、「別表13」のとおりであなお、受注者はさだめられた日までに、引渡しを行わなければならない。

（工事の施工）
第16条　〇〇工、〇〇工の施工にあたって遵守しなければならない事項は、「別表14」のとおりである。

（その他）
第17条　その他の遵守すべき事項は、「別表15」のとおりである。

別表１　工事の内容

工　　種	形　状　寸　法	事　　業　　量	備　　考
植栽等移設	小屋（大・小） 樺、楓、松、石等	一式	
既設構造物撤去	No.2配水池 ろ過池等	一式	
仮設配管工事	DIP-Kφ350	L=72.6m	
仮設配線工事	CVVS-MAZV 2sq-2C	L=262.0m	
杭工事	PHC杭φ700 B種 JIS強化杭	L=10m～80本 L=9m～4本	プレボーリング

別表２　施工管理

区　　分	内　　容
1.出来形管理	
適用除外項目	
追加項目	
変更項目	
その他	
２.品質管理	
適用除外項目	
追加項目	
変更項目	
その他	

別表３　提出書類

(1) 契約書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名　称	提出期日	部数	条項	備　考
連携部	工事工程表	契約締結後14日以内	1部	3条	
連携部	現場代理人等通知書	着工時	1部	10条	
監督員	工事履行報告書	毎月1回監督職員の指定する日	1部	11条	毎月1部提出のこと
監督員	完成届	工事完成の日から5日以内	1部	31条	
監督員	引渡書	工事完成検査合格後	1部	31条	
監督員	請求書	工事完成検査合格後	1部	32条	

(2) 契約書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名　称	提出期日	部数	条項	備　考
連携部	請負代金内訳書	契約締結後14日以内	1部	3条	3条(A)(B)適用の場合
連携部	現場代理人等変更通知書	必要の都度	1部	10条	
監督員	材料確認書	必要の都度	1部	13条	
監督員	確認・立会依頼書	必要の都度	1部	14条	
監督員	支給品受領書	引渡しの日から7日以内	1部	15条	
監督員	貸与品借用（返納）書	引渡しの日から7日以内	1部	15条	
監督員	工期延期届	必要の都度	1部	21条	

(3) 仕様書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名　称	提出期日	部数	共通仕様書	備　考
監督員	工事打合簿	必要の都度	1部	第1編1-1-6	
監督員	再生資源利用計画書	着工前	1部	第1編1-1-18	
監督員	再生資源利用促進計画書	着工前	1部	第1編1-1-18	
監督員	再生資源利用実施書	工事完成後速やかに	1部	第1編1-1-18	
監督員	再生資源利用促進実施書	工事完成後速やかに	1部	第1編1-1-18	
監督員	工事写真	工事完成の日から5日以内及び 必要の都度	部 1部	第1編1-1-20	工事写真全部(CD-R) 着工前・完成のみ
監督員	施工管理図表	工事完成の日から5日以内及び 必要の都度	1部	第1編1-1-23	

(4) 仕様書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名　称	提出期日	部数	条項	備　考
監督員	施工計画書	着工前及び必要の都度	1部	第1編1-1-4	※1
監督員	CORINS登録内容確認書	登録内容確認書が届き次第速やかに	1部	第1編1-1-5	請負金額500万円以上 受注時・変更・完成・訂正時(土日祝日を除く10日以内)
監督員	施工体制台帳 施工体系図	下請負契約締結後速やかに	1部	第1編1-1-10	
監督員	支給品精算書	工事完成時 (完成前に精算可能な場合はその時点)	1部	第1編1-1-16	
監督員	現場発生品調書	引き渡し時	1部	第1編1-1-17	
監督員	火薬類使用計画書	着工前及び必要の都度	1部	第1編1-1-27	非火薬品(破砕薬)含む
監督員	事故報告書	発生時	1部	第1編1-1-29	
連携部	建設業退職者共済組合掛金収納書(発注者用)	契約締結時又は事情がある場合は契約締結後1ヶ月以内	1部	第1編1-1-40	

※ 請負金額1,000万円以上。（ただし、1,000万円未満でも監督職員が必要と認めたとき）

別表４ 仮　　設

仮設の種類	規　　格	数　　量	備　　考
敷鉄板（場外）	1,524×6,069	10枚	
敷鉄板（場内）	1,524×6,069	52枚	

別表５ 土取場、土捨場

区　　分	場　　所	遵　守　事　項
土取場		
土捨場	運搬距離２km以上自由処分	産業廃棄物は、(有)幸和、(株)坂本光組、日本道路(株)で積算して

別表６ 支給材料、貸与品

区　分	品　名	規　格	数　量	引渡場所	期日(期間)	備　　考

別表７　特許権の使用

工　　法	特　許　番　号	備　　考

別表８　主要材料（As混合物及び石材類）

	材　料　名	規　　格	備　　考
	①再生粗粒度As（20）	As量　4.5～6.0％	
◯	②再生密粒度As（13）	5.7～7.0％	
	⑤再生密粒度As(13F)	6.0～8.0％	
	⑥再生細粒度GAs(13F)	6.0～8.0％	
	⑦再生細粒度As(13F)	7.5～9.5％	
	再生歴青安定処理(30)	4.0～4.5％	
	砂	コンクリート用	
◯	砂	路盤用	
	粒調砕石	M-25	
	粒調砕石	M-40	
◯	路盤材料　切込砕石	φ20m/m以下	
◯	路盤材料　再生砕石	RC40	
	切込砕石	φ80m/m以下	
	割栗石	5～15cm	

別表８　主要材料

	材料名	規格	備考
○	DIP　直　管	JIS　G-5526　3種	φ　350　K形 内面粉体
○	DIP　曲　管	JIS　G-5528	φ　350　×90°　K形 内面粉体
○	DIP　曲　管	JIS　G-5528	φ　350　×45°　K形 内面粉体
	DIP　曲　管	JIS　G-5528	φ　×22°　K形 内面粉体
	DIP　曲　管	JIS　G-5528	φ　×11°　K形 内面粉体
	DIP　Ｔ　字　管	JIS　G-5528	φ　K形 内面粉体
	DIPﾌﾗﾝｼﾞ付Ｔ字管	JIS　G-5528	φ　K形 内面粉体
	DIP　２　Ｆ　Ｔ　字　管	JIS　G-5528	φ　K形 内面粉体
	DIP受け挿し片落管	JIS　G-5528	φ　K形 内面粉体
	DIP挿し受け片落管	JIS　G-5528	φ　K形 内面粉体
○	DIP　短　管　１　号	JIS　G-5528　7.5k	φ　350　K形 内面粉体
○	DIP　短　管　２　号	JIS　G-5528　7.5k	φ　350　K形 内面粉体
○	DIP　継　ぎ　輪	JIS　G-5528	φ　350　K形 内面粉体
○	特　殊　押　輪		φ　350　ﾊｲﾐｯｸ B.N
○	管　帽	FCD 粉体	φ　250 350　(DIP用 離脱付)
○	不　断　水　Ｔ　字　管	FCD 粉体　M型	φ　350×350　(DIP用)
○	不　断　水　バ　ル　ブ	FCD 粉体	φ　250 350　(DIP用)

別表８　主要材料

	材料名	規格	備考
	VP 直管	JIS K-6742	φ
	VP 用エルボ	JIS K-6743	φ ×90° TS
	VP 用ソケット		φ TS
	ＭＦジョイント		φ FCD 粉体 離脱防止付
◯	仕切弁（ソフトシール）	JWWAB-120 7.5k	φ 350
◯	仕切弁筐		小 樹脂カラー付座台共 仕切弁(青色) 排水弁(黄色)
◯	ボール止水栓乙型		φ 50
◯	フランジ継手材	JIS B-1054 SUS304 B･N 2W 7.5k	φ 350 RF
	埋設シート	W=15cm	アルミ
◯	埋設シート	W=15cm	ビニール
◯	管明示テープ	W=3cm	青地に白文字
◯	サドル付分水栓	JWWA B-117	φ 350×50
◯	分止水栓用ソケット	JWWA B-116	φ 50
◯	ポリエチレンパイプ	JIS K-6762	φ 50
	ＰＰ用メス	JWWA B-116	φ
	ＰＰ用エルボ	JWWA B-116	φ
	ＰＰ用チーズ	JWWA B-116	φ

別表８　主要材料

材料名		規格	備考
○	ケーブル	CVVS-MAZV	φ　2sq-2C
○	ケーブル	付属品	1式
○	基礎杭	PHC杭　B種　L=10m	φ　700　　JIS強化杭
○	基礎杭	PHC杭　B種　L=9m	φ　700　　JIS強化杭
○	パイルスペーサー		φ　700
○	回転金具		φ　700

別表９ 材料の検査

区　　分	品　名　及　び　規　格
監督員の抽出検査を受ける材料	主要材料
監督員立会いのうえ調合する材料	
監督員の見本検査を受ける材料	

別表10 工事の立会い、確認

区　　分	工 事 ま た は 作 業 名
監督員立会いのうえ行う工事	水圧試験(0.74MPa)、密度試験(路床工 路盤工)
監督員の確認を受ける工事	基礎杭の支持層

別表11 見本または工事写真等記録の整備

区　　分	工 事 ま た は 材 料 名
見　　本	
工 事　写 真	

別表12 部分払対象材料

材　料　名	備　　考

別表13 部分引渡しの指定部分

工　　種	指　定　部　分	引 渡 し 期 日	備　　考

別表14 工事の施工

工　　種	遵　守　事　項
管布設工	１．管明示の施工は、管明示要領に基づいて行い、テープの幅は30㎜とする。 ２．管布設が既設埋設物と近接する場合は、30cm以上の間隔を保つようにすること。 ３．ダクタイル鋳鉄管は内面粉体塗装品のため、切管口および分水栓取り出し部分の処理についてはメーカーに指導を受けて施工すること。
移設工	１．小屋（大・小）の仮置先は、監督職員と協議すること。 ２．植栽や石の移設先は、監督職員と協議すること。
地業工事	１．基盤面の位置が定まらない場合は監督職員と協議する。 ２．支持層確認は、柱状図を基にボーリングを進め、予定支持層の約2mくらいから回転トルク管理を行い支持層確認すると同時に、マシン先端に付着した土砂を柱状図の地質と比較して確認すること。 ３．杭打ちで発生する泥土については、固化材（天然無機系）により、普通土と変わらない状態にしてから処分とする。

別表15　その他

工　　種	
地下埋設物調査	１．受注者は、工事施工に際し地下埋設物の種類、規格、及び位置等を試掘によりあらかじめ確認しておくこと。
道路保護	２．公共道路を大型トレーラが走行するため、Ｔ字路やＬ字部分に敷鉄板等を敷き、損傷を与えないようにすること。
変更図書について（期限厳守）	１．変更図書は下記について、工期の２０日前までに提出すること。 ①．変更図面：平面図、詳細図は赤黒とし、データで提出する。 ②．数量計算：土工費等について、計算式も記入(様式なし) ２．図面、数量計算、現場写真の正誤性を図ると共に、照査した物を提出する。

その他の特記事項

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条について	（法第９条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。） 法第12条第１項の規定による説明（書面の様式については監督職員の指示による）については、落札者は契約前に当該報告を監督職員に対して行うものとする。 受注者は、監督職員への説明時に交付した書面と同じものを契約事務担当職員に提出するものとする。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条について	（法第９条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。） 法第18条第１項の規定による報告（書面の様式については監督職員の指示による）については、受注者は再資源化等が完了したときは報告を監督職員に対して行うものとする。
工事カルテ作成、登録	受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績として「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土、日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土、日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録時期に登録申請しなければならない。（ただし、負代金500万円以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする） また、（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

排出ガス対策型建設機械

本工事で使用する建設機械の内、下表に示された建設機械については排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械とは、道路運送車両法による排出ガス規制を受けている建設機械又は「排出ガス対策型建設機械指定要領(国土交通省)」に指定されている建設機械とする。

トンネル工事用排出ガス対策型建設機械７種類

機　　種	規　　格
バックホウ	ディーゼルエンジン出力 30～260kW(40.8～353PS)
トラクタショベル	同上
大型ブレーカー	同上
コンクリート吹付機	同上
ドリルジャンボ	同上
ダンプトラック	同上
トラックミキサ	同上

一般工事用排出ガス対策型建設機械８種類

機　　種	規　　格
バックホウ	ディーゼルエンジン出力 7.5～260kW(10.2～353PS)
トラクタショベル	ディーゼルエンジン出力 7.5～260kW(10.2～353PS) 車輪式
ブルドーザ	ディーゼルエンジン出力 7.5～260kW(10.2～353PS)
発動発電機	ディーゼルエンジン出力 7.5～260kW(10.2～353PS) 可搬式(溶接兼用機を含む)
空気圧縮機	ディーゼルエンジン出力 7.5～260kW(10.2～353PS) 可搬式
油圧ユニット	ディーゼルエンジン出力 7.5～260kW(10.2～353PS) 基礎工事用機械で独立したもの
ローラ	ディーゼルエンジン出力 7.5～260kW(10.2～353PS) ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ
ホイールクレーン	ディーゼルエンジン出力 7.5～260kW(10.2～353PS) ラフテレーンクレーン

なお、排出ガス対策型建設機械が使用出来ない場合には、使用出来ない理由を書面(承諾書)により提出し、監督員の承諾を受けることとする。